

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 趣旨

中東情勢の変化により、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用の実施にあたり必要となる事項を定める。

2. 対象工事

山梨県県土整備部が発注する全ての工事とする。

3. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。（別紙参照）

4. 設計変更の流れ

- （1）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- （2）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- （3）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

5. 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に公告する工事に適用する。

なお、令和8年6月30日以前に公告した工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

ナフサを由来とする主な建設資材を下表に示す。下表については参考とし、ナフサを由来とする建設資材であることを受発注者間で確認すること。下表に記載のないものも同様とする。

表 ナフサを由来とする主な建設資材

資材名
塩化ビニル管
軽量盛土材（発泡スチロールブロック）
鋼構造物用塗料
塗料用シンナー
路面標示用塗料
シーリング材
橋面防水材（塗膜系）
ユニットバス